

## I. 一般取引条件

### MAGIX SOFTWARE GMBH (一般取引条件) -

発効日: 2024年3月

#### §1 適用範囲と条件

1. MAGIX Software GmbH (以下MAGIX)の納品、サービス、提供は、ソフトウェアと（もしくは）オーディオ・ビデオコンテンツ („A/V Content“) が提供される限りで、お客様がご注文された時点において有効な一般取引条件 (AGB)、ならびにそれぞれに適用されるMAGIX Software GmbHのライセンス条件 (EULA) に基づいてのみ行われます。遅くともサービスまたは製品等を完全または部分的に受け取った時点で、本条件を認めたものとなります。

2. お客様の提示する本条件とは異なる、いかなる他の条件も認められていません。ただしMAGIXがこの条件の適用を文書で了承した場合はその限りではありません。

#### §2 オファーと契約締結

1. インターネットで示される製品とサービスは、製品に対してなんらかの義務を負うものではありません。それはMAGIXがお客様に対して製品の提案をおこなう勧誘として理解されます。お客様のご注文は、その注文がMAGIXに受領されることで、売買契約を締結するための拘束力をもつ依頼となります。ご注文の受領確認は、注文の受領と同時に、送信後すぐに自動送信されるEメールによって行われます。このEメール受領確認をもって、売買契約は成立します。

2. ソフトウェアのダウンロード、またはA/Vコンテンツの提供において、呼び出されたものに電子的伝送が開始された時点で、この条件を基礎とした売買契約を、呼び出されたソフトウェアと（または）A/Vコンテンツのための、それぞれのMAGIXライセンス条件の要求事項に従って、成立するものとします。

3. MAGIXの社員は契約内容を越えた口頭での約束、助言を行ういかなる権限も持ちません。

#### §3 通信販売契約における消費者の法定解約権の説明

##### 法定解約権の説明

##### A. 製品の発送

##### 法定解約権

お客様は14日以内に理由の提示なしにこの契約を解約する権利を有しています。

解約期限は、お客様もしくはお客様によって挙げられた保護者ではない第三者が、商品を購入した、または所有した日から14日以内となります。

お客様が法定解約権を執行される場合には、当社 (MAGIX Software GmbH, Customer Care, Osnabrücker Str. 3, 32312 Lübbecke, Deutschland, Fax: +49 (0)5741 345510, 電話: +49 (0)5741 345531, Eメール: shop@magix.net) まで契約の解約を決定するにいたった明確な説明を書いて (郵送される手紙、ファックス、Eメール) お送りください。お客様は、必須ではありませんが添付されている解約フォーマット例を利用することが可能です。

解約期限を満たすためには、解約権を行使する旨の連絡を解約期限が過ぎる前に発送するだけで十分です。

##### 法的解約の手続

お客様が契約を解約される場合、お客様から頂いた全ての配送費用も含んだ支払額 (当社から提案した最も経済的な標準配送ではない方法以外の配送方法を選んだ場合に発生した追加費用を除く) を直ちに、お客様の契約解除の連絡が当社に届いた日から遅くとも14日以内に返金します。この返金にあたっては、お客様が元々支払に利用した支払方法に従います。ただし、お客様と明確に他の取り決めがなされた場合を除きます; いかなる場合で

あっても、この返金による手数料はお客様に請求されません。MAGIXは、返品される商品を再び受け取るまで、もしくはお客様が商品を返送したという証明が提出されるまで、返金を拒否することができます。

お客様はすぐに、もしくは遅くともMAGIXに本契約の撤回を通知した日から14日以内に、商品を返送もしくは引き渡さなければいけません。お客様が14日間の期限が過ぎる前に商品を発送した場合、本期限は維持されます。お客様は、製品の返送に関わる直接のコストを支払います。お客様は、商品の万が一の価値喪失に対して、この価値喪失が、商品の品質、特性、機能の検査に関してのお客様の不必要な取扱いに起因している場合のみ、賠償する責任があります。

## B. デジタルコンテンツの納品

### 法定解約権

お客様は14日以内に理由の提示なしにこの契約を解約する権利を有しています。

解約期限は契約締結の日から14日です。

お客様が法定解約権を執行される場合には、当社（MAGIX Software GmbH, Customer Care, Osnabrücker Str. 3, 32312 Lübbecke, Deutschland, Fax: +49 (0)5741 345510, 電話: +49 (0)5741 345531, Eメール: shop@magix.net)まで契約の解約を決断するにいたった明確な説明を書いて（郵送される手紙、ファックス、Eメール）お送りください。お客様は、必須ではありませんが添付されている解約フォーマット例を利用することが可能です。

解約期限を満たすためには、解約権を行使する旨の連絡を解約期限が過ぎる前に発送するだけで十分です。

### 法的解約の手続

お客様が契約を解約される場合、お客様から頂いた全ての配送費用も含んだ支払額（当社から提案した最も経済的な標準配送ではない方法以外の配送方法を選んだ場合に発生した追加費用を除く）を直ちに、お客様の契約解除の連絡が当社に届いた日から遅くとも14日以内に返金します。この返金にあたっては、お客様が元々支払に利用した支払方法に従います。ただし、お客様と明確に他の取り決めがなされた場合を除きます；いかなる場合であっても、この返金による手数料はお客様に請求されません。

## C. サービスの提供

### 法定解約権

お客様は14日以内に理由の提示なしにこの契約を解約する権利を有しています。

解約期限は契約締結の日から14日です。

お客様が法定解約権を執行される場合には、当社（MAGIX Software GmbH, Customer Care, Osnabrücker Str. 3, 32312 Lübbecke, Deutschland, Fax: +49 (0)5741 345510, 電話: +49 (0)5741 345531, Eメール: shop@magix.net)まで契約の解約を決断するにいたった明確な説明を書いて（郵送される手紙、ファックス、Eメール）お送りください。お客様は、必須ではありませんが添付されている解約フォーマット例を利用することが可能です。

解約期限を満たすためには、解約権を行使する旨の連絡を解約期限が過ぎる前に発送するだけで十分です。

### 法的解約の手続

お客様が契約を解約される場合、お客様から頂いた全ての配送費用も含んだ支払額（当社から提案した最も経済的な標準配送ではない方法以外の配送方法を選んだ場合に発生した追加費用を除く）を直ちに、お客様の契約解除の連絡が当社に届いた日から遅くとも14日以内に返金します。この返金にあたっては、お客様が元々支払に利用した支払方法に従います。ただし、お客様と明確に他の取り決めがなされた場合を除きます；いかなる場合であっても、この返金による手数料はお客様に請求されません。

法定解約期間にサービスが始まった場合、契約を考慮した法的解約を実行したと当社に連絡した時点での契約に記載されているサービスの総量と比較して、既に利用されたサービス分に当てはまる比率分のしかるべき費用を当社に支払っていただきます。

- 法定解約権の説明、終わり -

#### § 4 ライセンス認証

個別のソフトウェア製品は、ある一定の期間においてライセンスバリデーションを必要とします。これによって、オリジナルソフトウェアが使用され、ソフトウェアがライセンス条件の範囲内で使用されていることを確認します。これを行うためには、インターネットへの接続が必要となります。

#### § 5 価格と支払いの条件; オンラインクーポン

1. 提示されている価格は、消費税を含む最終的な価格です。包装や発送にかかる追加料金は、注文プロセスで明白に提示されます。商品の価格は、注文時のものを有効とします。
2. クーポンはMAGIXが特別な値下げ、セール、キャンペーンを行うときにEメールで送信される場合があります。これらは、MAGIXのショッピングサイトwww.magix.com上で顧客番号で認識されたお客様のみによってご利用が可能です。MAGIXオンラインアルバム、MAGIXウェブサイトメーカー等のMAGIXオンラインサービスには、クーポンはご利用いただけません。商品を購入する際に入手したクーポンは、次回のお買い物からご利用が可能です。この種のクーポンは購入プロセスを終了するとはじめて有効になります。
3. クーポンをご利用するには注文プロセスの際、クーポンコードを入力欄に入力し、【引き換え】ボタンをクリックしてください。クーポンをすでに購入済みの商品に利用することはできません。複数のクーポンを購入し使用することもできます。1つの注文に対して1つのクーポンのみを使用することができます。1つの注文で複数のクーポンを使用することはできません。MAGIXのクーポンは、クーポンを発行した国のMAGIXサイトのみでご利用が可能です。
4. 製品の購入によって入手したクーポンは、注文時に使用されたEメールアドレスに送信されます。特に別記されていない限り、クーポンの有効期間は発行から12ヶ月とします。MAGIXは、クーポンの有効期限内にクーポンに記載された金額だけ割引を実施します。有効期限が切れたクーポンはご利用できません。同様に、クーポンに明記された製品とサービス以外の目的でクーポンをご利用することもできません。クーポンは全てのMAGIX製品に対して発行されます。その他のメーカーの製品（ハード・ソフトウェア）、ならびに割引中の製品とエンコーダはその限りではありません；ただし、クーポンが使用可能であることが明記されている場合を除きます。
5. クーポンを現金で払い戻しすることはできません。クーポンの売却も認められていません。クーポンの割引額が購入価格より多い場合、クーポンの残額は注文の終了とともに失効します。

#### § 6 所有権の留保

MAGIXは、お客様によって代金の支払いが完了するまで、商品の所有権を留保します。

#### § 7 一般取引条件の変更

1. MAGIXは一般取引条件をいつでも新しく作成する権利を留保します。その場合、MAGIX はお客様にEメールで変更内容をお知らせします。
2. お客様が変更通告に従って変更が適用される期日の2週間以内に、書面による異議申し立てを行わない場合、既存の契約に対して変更される一般取引条件の適用に同意することを表明するものとします。お客様が期限内に異議申し立てを行った場合、それまでの条件における契約関係が続行されます；しかしその場合、例外的に月末から1か月間の猶予期限をもって契約を解約することができる権利を、MAGIXは有しています。

#### § 8 免責事項

1. MAGIXは、当社と当社の従業員が起こした軽過失の損害に対して、契約目的の履行に関して重大な意味を持つ義務に違反した場合（基本契約義務）、ならびに生命、人体、健康がそれによって損なわれた場合にのみ、（それが契約外であっても）賠償する責任を負います。

2. 基本契約義務違反の結果として当社が責任を負う範囲については、故意または重大な過失があった場合、もしくは生命、人体、健康の損失により義務的に責任を負わなければならない場合を除いて、損害の総額は予め予測しうる損害に限定され、この種の契約では典型的な額とします。
3. 製造物責任法に基づいた責任の履行の権利は、本条件により影響されないものとします。
4. MAGIXは、お客様によって制御可能であった損害、もしくはお客様の良識の範囲内の行動により回避可能であった損害に対する一切の責任を負いません。データ損失の場合、MAGIXはバックアップコピーが存在する場合に、必要な復元費用のみを補償します。
5. お客様にとって不利益な举证責任の変更は、上記の規定と関連しません。

## § 9 著作権 / 使用权

1. ソフトウェア、ソフトウェアに関する記述、音楽、映画、オーディオ、コンピューターフォーマット、またはその他の著作権によって保護されている著作物が提供される内容に含まれ、その著作物の使用が契約者に一任される限りにおいて、それぞれの著作物に対するMAGIXの使用許諾契約書（MAGIX EULA、e-EULA、MIET-EULA）に従った、使用に関する非独占的権利が契約者に認められます。EULA（使用許諾契約書）は、MAGIXのホームページ [www.magix.com](http://www.magix.com) で確認することができます。もしくは購入した商品/データ媒体に付随しています。
2. お客様は製品の使用時に、EULA（使用許諾契約書）に定められた規定を厳守する義務があります。この規定に違反した場合、お客様がそこから生じた損害の全額に責任を負うものとします。EULAには、複製、複数使用、プログラムの変更、著作権保護に関する規定がなされています。
3. MAGIXは、MAGIXの契約製品が契約の範囲内で、お客様による使用を不可能または、制限する第三者の所有権が存在しないことを保証します。これは、MAGIXによって販売が許可されていない製品や、MAGIX以外の第三者が内容に変更をもたらした製品をお客様が使用している場合、もしくはお客様が製品を契約で取り決められた使用条件から逸脱して使用する限りにおいて、有効ではありません。
4. MAGIXのものでないソフトウェア製品を譲渡する場合、本条件に補足して、それぞれのソフトウェア製造元の著作権の範囲内で許可された使用权と使用制限の範囲に関する使用許諾契約書の遵守に注意してください。

## § 10 相殺

お客様は、それが明白に、もしくは法的な拘束力をもって確定された請求のみ、相殺することができます。

## § 11 付録の添付

MAGIXは、商品の広告、または商品に関する比較テストの結果や新聞記事などの印刷物をMAGIXがこれを作成したか否かに関わらず、製品に添付する権利を有します。

## § 12 契約文章の保存

契約文章は保存されていないので、注文プロセス終了後に再度呼び出すことはできません。注文データは注文完了後すぐに印刷することができます。

## § 13 最終規定

1. お客様とMAGIXの法的関係には、国際物品売買契約を除くドイツ連邦共和国の法律が適用されます。契約に関する全ての係争は、お客様が商人、公法上の法人または公法上の特別財産である場合、もしくは国内に裁判管轄地を持たない場合、裁判管轄地をベルリンとします。MAGIXは更に、お客様をお客様の裁判管轄地で提訴する権利を有します。
2. MAGIXのソフトウェアの販売、譲渡に関して、本条件に追加してMAGIX使用許諾契約書（EULA）の規定を有効とします。疑わしい場合、および（もしくは）矛盾する規定がある場合、この一般取引条件の条項はEULAの規定より優先されます。

3. ドイツ語版以外の本一般取引条件は、翻訳目的にのみ使用されます。ドイツ語版と外国語版の一般取引条件に解釈上の問題および言語的な相違がある場合、ドイツ語版を有効とします。

## II. 特別規定

### ソフトウェアサブスクリプション対象

#### § 1 定義、適用範囲

1. この特別な合意はソフトウェア購読全てに有効です。これは、既存の第 I 部一般取引条件を補完し、矛盾が生じた際には優先されます。
2. ソフトウェア購読のコンテンツは、都度お客様により選択された提案次第で決定されます。ソフトウェア購読の期間内には、お客様は自身で選択した製品の最新のリリース版とアップデート版を常に受取ります。ソフトウェア購読の利用にはインターネット接続環境が前提です。

#### § 2 期間、解約

1. ソフトウェア購読の期間は最短契約期間と延長期間に分けられます。どちらもお客様に選択されたオファーに従って定められます。
2. 契約期間は、最短契約期間もしくは延長期間が終了した後、選択されたオファーに記載されている延長期間に自動的に延長されます。ただし契約が少なくとも契約終了日の4週間前までに当事者のどちらかによって解約される場合を除きます。
3. 即刻契約解除を行う権利は留保されます。お客様が二ヶ月分以上の月額使用料金を滞納した場合、MAGIXは即刻契約解除する権利を有しています。
4. 全ての契約解除は、文書もしくはテキスト形式で行い、以下の住所に提出されなくてはなりません：

MAGIX Software GmbH  
Quedlinburger Straße 1  
10589 Berlin  
Deutschland  
Eメール: [infoservice@magix.net](mailto:infoservice@magix.net)

5. MAGIXから即時契約解除が申し出された場合、お客様が規定通りの契約解除時、またはお客様による規定通りの契約解除において最短の契約解除期限に支払うべきである、すべての月額基本料金の総額の 75 %の金額を要求する権利を、MAGIXは有しています。お客様はより軽度な損害を証明する権利留保します。

#### § 3 賠償、期限

1. 賠償額はそれぞれの選択されたオファーに従って定められます。
2. 賠償請求は契約開始時を開始時点とします。支払金はそれぞれの契約期間（最短契約期間または延長期間）に対して算出され、事前に支払われます。
3. お客様は、要望される限り請求書が電子データで送付されることに同意するものとします。支払はクレジットカードによって行われます。他の選択肢として、お客様の居住地がドイツ国内である場合、口座振替による支払も可能です。
4. MAGIX は、最短契約期間もしくは延長期間の2か月前までに、文書による事前の通告を行うことで、いつでも価格を変更する権利を有しています。お客様が価格変更の6週間以内に異議申し立てを行わない場合、変更された価格は通告に従って延長期間の開始とともに適用されます。お客様が期限内に異議申し立てを行った場合、それまでの条件における契約関係が続行されます；しかしその場合、例外的に月末から1か月間の猶予期間をもって契約を解約することができる権利を、MAGIXは有しています。

#### § 4 一般取引条件の変更

1. MAGIXは一般取引条件をいつでも新しく作成する権利を留保します。その場合、MAGIXはお客様にEメールで変更内容をお知らせします。

2. お客様が変更通告に従って変更が適用される期日の2週間以内に、書面による異議申し立てを行わない場合、既存の契約に対して変更される一般取引条件の適用に同意することを表明するものとします。お客様が期限内に異議申し立てを行った場合、それまでの条件における契約関係が続行されます；しかしその場合、例外的に月末から1か月間の猶予期限をもって契約を解約することができる権利を、MAGIXは有しています。